

令和 2 年度振動規制法等施行状況調査の結果について

令和 4 年 2 月 25 日 (金)

都道府県等からの報告に基づき、令和 2 年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和 2 年度は 4,061 件（前年度 3,179 件）で、前年度に比べ 882（27.7%）件増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、2,867 件（全体の 70.6%）、工場・事業場が 622 件（同 15.3%）、道路交通が 266 件（同 6.6%）等でした。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和 2 年度末時点で、全国の市区町村数の 72.1%に当たる 1,255 市区町村（前年度 1,235 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和 2 年度末時点で、全国で 127,332 件（同 130,146 件）でした。また、同法に基づき令和 2 年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、46,973 件（同 47,068 件）でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

令和 2 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 108 件（前年度 87 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 23 件（同 12 件）、立入検査は 74 件（同 67 件）、振動の測定は 22 件（同 24 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 2 件（同 3 件）でした。また、行政指導が 82 件（同 63 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が 0 件（同 0 件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 749 件（同 606 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 127 件（同 61 件）、立入検査は 561 件（同 474 件）、振動の測定は 84 件（同 66 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 7 件（同 10 件）でした。また、行政指導が 612 件（同 504 件）、同法に基づく改善勧告及び改善命令が 0 件（同 0 件）でした。

3. その他

令和 2 年度振動規制法等施行状況調査の詳細については以下のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和 2 年度振動規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html>

環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8299
企画官 鈴木 克彦（内線 6540）
担当 稲熊 大毅（内線 6548）
担当 佐藤 周平（内線 6543）

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和2年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は4,061件であった。これは、前年度(3,179件)と比べて882件(27.7%)の増加となった(図1)。

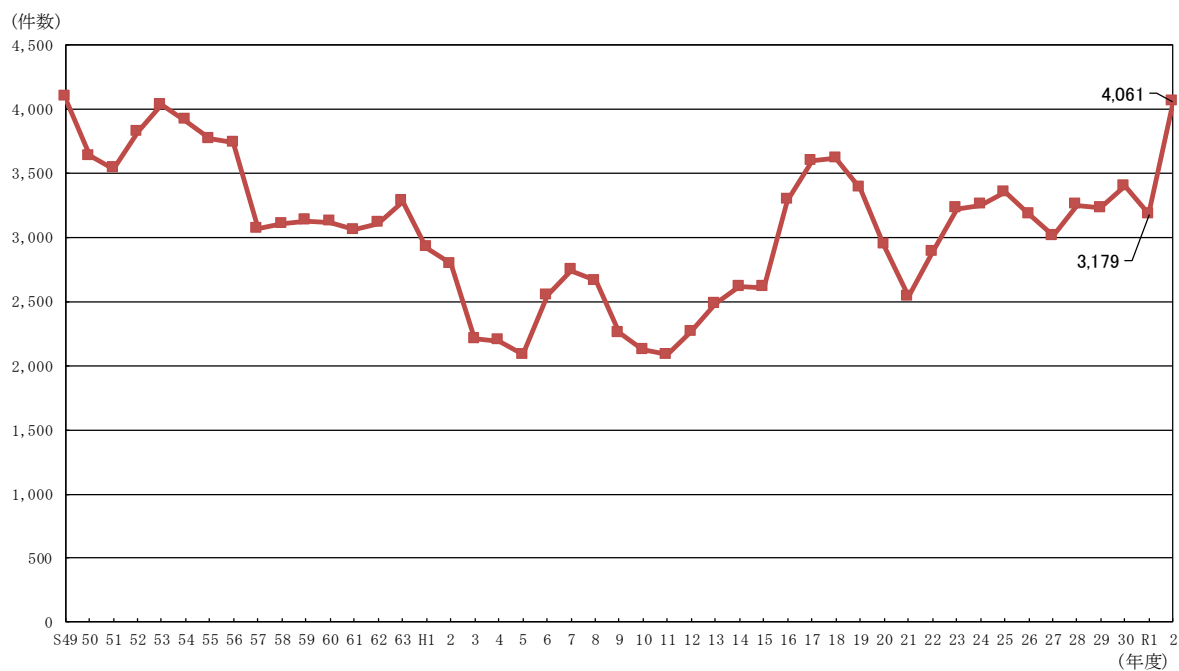


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が2,867件（全体の70.6%）で最も多く、次いで工場・事業場622件（同15.3%）、道路交通266件（同6.6%）、鉄道37件（同0.9%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が601件（26.5%）、工場・事業場に係る苦情が141件（29.3%）、道路交通に係る苦情が39件（17.2%）、鉄道に係る苦情が8件（27.6%）それぞれ増加した。

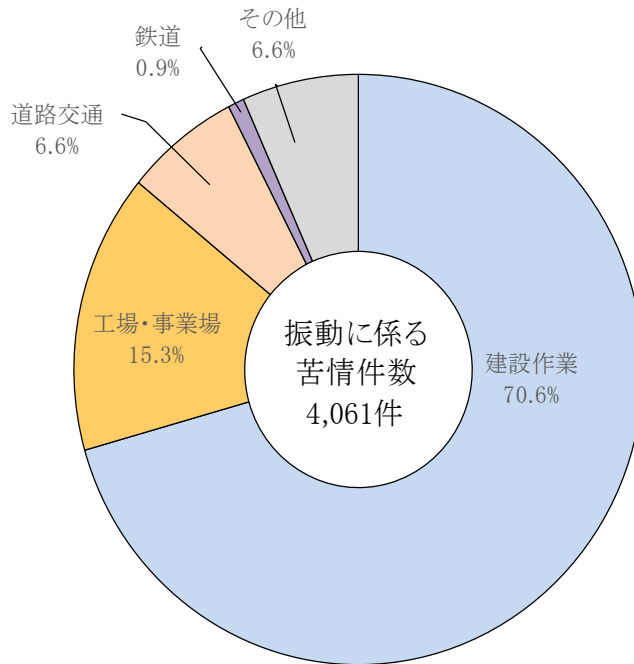


図2 苦情件数の発生源別内訳(令和2年度)

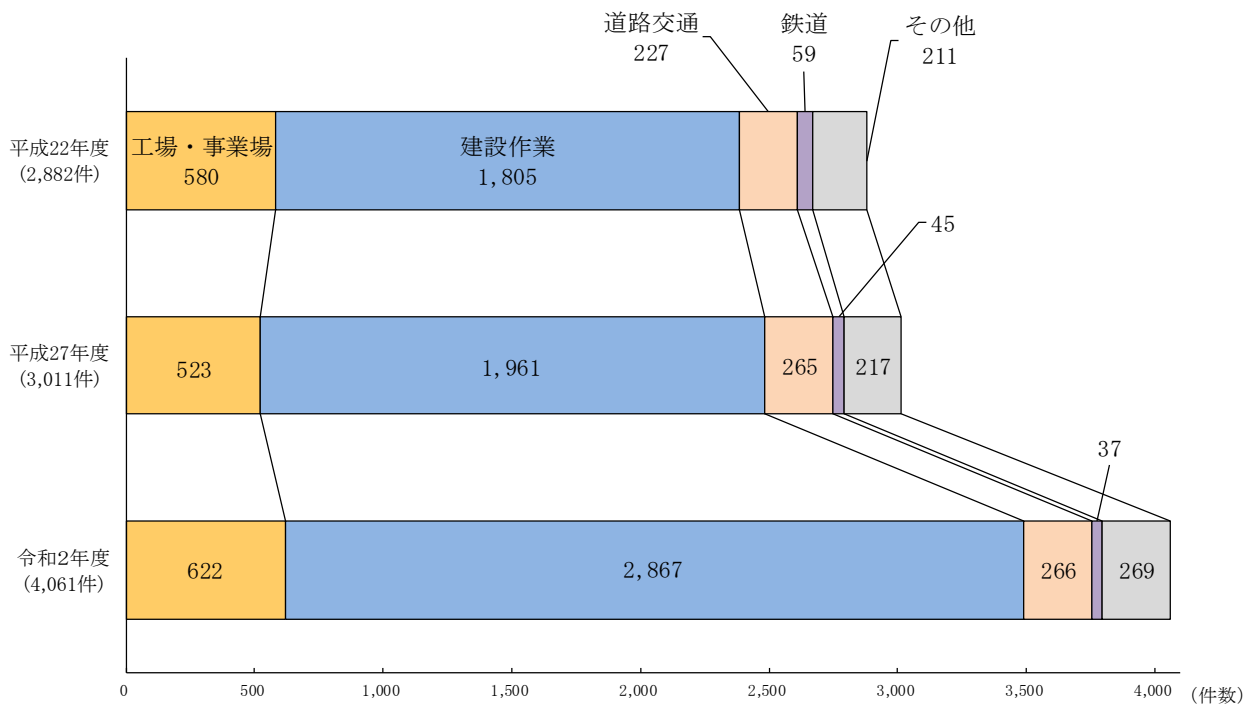


図3 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,104件が最も多く、次いで大阪府が486件、神奈川県が413件、愛知県が333件、埼玉県が310件となっている。上位5都府県で総苦情件数の65.2%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,104	東京都	80
2	大阪府	486	大阪府	55
3	神奈川県	413	千葉県	45
4	愛知県	333	神奈川県	45
5	埼玉県	310	愛知県	44
	全国	4,061	全国平均	32

注) 人口は令和3年1月1日の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和元年度	令和2年度	件数	割合		令和元年度	令和2年度	件数	割合
北海道	45	80	35	77.8%	滋賀県	22	26	4	18.2%
青森県	9	14	5	55.6%	京都府	88	72	△16	△18.2%
岩手県	5	4	△1	△20.0%	大阪府	478	486	8	1.7%
宮城県	24	34	10	41.7%	兵庫県	116	122	6	5.2%
秋田県	5	14	9	180.0%	奈良県	13	8	△5	△38.5%
山形県	6	7	1	16.7%	和歌山県	21	19	△2	△9.5%
福島県	8	15	7	87.5%	鳥取県	18	8	△10	△55.6%
茨城県	34	63	29	85.3%	島根県	3	3	0	0.0%
栃木県	20	14	△6	△30.0%	岡山県	69	62	△7	△10.1%
群馬県	30	39	9	30.0%	広島県	40	48	8	20.0%
埼玉県	149	310	161	108.1%	山口県	11	11	0	0.0%
千葉県	228	287	59	25.9%	徳島県	4	6	2	50.0%
東京都	825	1,104	279	33.8%	香川県	3	10	7	233.3%
神奈川県	274	413	139	50.7%	愛媛県	5	12	7	140.0%
新潟県	29	22	△7	△24.1%	高知県	5	6	1	20.0%
富山県	6	9	3	50.0%	福岡県	76	91	15	19.7%
石川県	15	11	△4	△26.7%	佐賀県	10	20	10	100.0%
福井県	7	20	13	185.7%	長崎県	10	8	△2	△20.0%
山梨県	5	10	5	100.0%	熊本県	24	37	13	54.2%
長野県	16	21	5	31.3%	大分県	8	23	15	187.5%
岐阜県	38	42	4	10.5%	宮崎県	11	15	4	36.4%
静岡県	45	51	6	13.3%	鹿児島県	17	21	4	23.5%
愛知県	269	333	64	23.8%	沖縄県	9	7	△2	△22.2%
三重県	26	23	△3	△11.5%	合計	3,179	4,061	882	27.7%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和2年度の工場・事業場に対する苦情総数は622件であり、そのうち振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは108件(全体の17.4%)であった。また、建設作業に対する苦情総数2,867件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は749件(全体の26.1%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数(工場・事業場、建設作業)

発生源の種類 年 度		工 場 ・ 事 業 場					建 設 作 業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
令和元年度	件数	87	3	354	37	481	606	15	1,583	62	2,266
	%	18.1%	0.6%	73.6%	7.7%	100.0%	26.7%	0.7%	69.9%	2.7%	100%
令和2年度	件数	108	10	452	52	622	749	12	2,053	53	2,867
	%	17.4%	1.6%	72.7%	8.4%	100.0%	26.1%	0.4%	71.6%	1.8%	100%

II. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和2年度末時点で1,255市区町村（前年度1,235市区町村）であり、全国の市区町村数の72.1%（同70.9%）であった（表4）。

表4 振動規制法地域指定の状況（令和2年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
振動規制法地域指定	758	23	434	40	1,255
割合（%）	95.7%	100.0%	58.4%	21.9%	72.1%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

令和2年度末時点の振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、127,332件で前年度（130,146件）に比べ2,814件（2.2%）減少した。

また、特定施設の総数は849,851件で前年度（864,737件）に比べ14,886件（1.7%）減少した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが全体の37.5%と最も多く、次いで、金属加工機械が29.0%、織機が13.3%の順となっていた（表5の①）。

特定施設総数の内訳をみると、金属加工機械が全体の30.6%と最も多く、次いで織機が27.4%、圧縮機が26.1%の順となっていた（表5の②）。

表5 法に基づく届出件数（令和2年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	36,974	29.0%	金属加工機械	259,896	30.6%
圧縮機	47,796	37.5%	圧縮機	221,904	26.1%
土石用破碎機等	4,480	3.5%	土石用破碎機等	21,050	2.5%
織機	16,890	13.3%	織機	233,183	27.4%
コンクリートブロックマシン等	795	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,172	0.3%
木材加工機械	2,340	1.8%	木材加工機械	4,603	0.5%
印刷機械	9,341	7.3%	印刷機械	34,791	4.1%
ロール機	620	0.5%	ロール機	3,404	0.4%
合成樹脂用射出成形機	6,967	5.5%	合成樹脂用射出成形機	62,883	7.4%
鋳造型機	1,129	0.9%	鋳造型機	5,965	0.7%
計	127,332	100.0%	計	849,851	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和2年度の振動規制法に基づく特定建設作業実施届出件数は46,973件で前年度(47,068件)に比べ95件(0.2%)減少した。

その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が41,699件(全体の88.8%)と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が4,489件(同9.6%)であった(表6)。

表6 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,489	9.6%
鋼球を使用して破壊する作業	35	0.1%
舗装版破碎機を使用する作業	750	1.6%
ブレーカーを使用する作業	41,699	88.8%
計	46,973	100.0%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和2年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は108件（前年度87件）であった。

これに対して、振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が74件（同67件）、報告の徴収が23件（同12件）、振動の測定が22件（同24件）であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは2件（同3件）、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が82件（同63件）行われた（表7）。

表7 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
立入検査	67	74
報告の徴収	12	23
振動の測定	24	22
（うち基準超過）	3	2
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	63	82
（参考）苦情件数	87	108

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和2年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は、749件（前年度606件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査561件（同474件）、報告の徴収127件（同61件）、振動の測定84件（同66件）であった。

測定の結果、基準を超えていたものは7件（同10件）であり、改善勧告及び改善命令が0件（同0件）であった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が612件（同504件）行われた（表8）。

表8 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
立入検査	474	561
報告の徴収	61	127
振動の測定	66	84
（うち基準超過）	10	7
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	504	612
（参考）苦情件数	606	749

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

令和2年度の振動規制法の指定地域内における道路交通振動の苦情の件数は243件（前年度207件）であった。

これに対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が83件（同79件）

であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが1件（同2件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請が0件（同0件）であった。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が8件（同2件）、道路管理者に対する措置依頼が81件（同76件）であった（表9）。

表9 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
振動の測定	79	83
（うち要請限度超）	2	1
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への要請	0	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	8
要請以外の道路管理者への措置依頼	76	81
（参考）苦情件数	207	243